

「国別登録簿システムの更新整備及び運用管理業務」に係る調達について

平成23年12月19日
環境省地球環境局
市場メカニズム室

京都議定書に基づいて実施されている温室効果ガス排出量取引管理のための情報システム（「国別登録簿システム」）については、平成14年度より、環境省においてシステム開発を行い、運用を開始した。当該情報システムの全面的な更新を行い、運用管理業務と一体の競争入札を平成24年度に実施すべく、平成23年7月に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」の別表において、本事業の民間競争入札を実施することとされた。

平成23年7月閣議決定「公共サービス改革基本方針」の別表（関係部分抜粋）

ウ 京都メカニズム運営等経費に係る登録簿システムの更新整備及び運用・管理業務	<p>○ 京都メカニズム運営等経費に係る登録簿システムの更新整備及び運用・管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成24年から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成24年から3年以上の複数年間</p>
--	---

しかしながら、京都議定書の目標達成の期間（第一約束期間）は2012年（平成24年）までとなっており、COP17までの国際交渉においては国際法的に効力のある次期期間が設定される可能性は明確でなかった。COP17での合意を受けて、第二約束期間が設定される見通しとなったが、我が国は参加しない方針である。したがって、次期期間での運用も前提としたシステムの更新意義が失われたため、検討した結果、システムの更新を断念し、現行システムの運用（平成27年度までは第一約束期間の調整のために運用）を続けることとなった。

運用管理業務については、現行システムはシステム開発業者によって改修が重ねられてきた等の要因により、運用管理もシステム開発業者にしかできない状況になっており、かつ、システム機器が置かれているシステム開発業者のデータベースセンターを他の事業者に使わせることができないため、随意契約となってきた。

上記の事情により、「公共サービス改革基本方針」の別表に掲載された本事業は、民間競争入札を実施することが困難になったため、別表から削除することとしたい。

ただし、現行システムの運用を継続する場合、平成24年度以降も運用管理の随意契約を継続せざる得ない状況であるが、業務実績を提出させた上で次年度の契約調整において活用するなど、コスト低減を図っていくこととする。